

令和3年第2回臨時会

# 天栄村議会会議録

令和3年4月20日 開会

令和3年4月20日 閉会

天栄村議会

## 令和3年第2回天栄村議会臨時会会議録目次

### 第1号（4月20日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集あいさつ	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
招集者あいさつ	16
閉会の宣告	17

第 2 回 臨 時 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和3年第2回天栄村議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和3年4月20日（火曜日）午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 村長議会招集あいさつ  
日程第 4 議案第1号 専決処分の報告及び承認について  
日程第 5 議案第2号 令和3年度天栄村一般会計補正予算について  
日程第 6 議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて  
招集者あいさつ
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（9名）

2番	円谷	要君	3番	大浦	トキ子君
4番	小山	克彦君	5番	廣瀬	和吉君
6番	揚妻	一男君	7番	渡部	勉君
8番	熊田	喜八君	9番	大須賀	溪仁君
10番	服部	晃君			

欠席議員（1名）

1番 北畠正君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田	勝幸君	副村長	揚妻	浩之君
参事兼 総務課長	内山	晴路君	税務課長	塚目	弘昭君
参事兼 住民福祉 課長	小山	富美夫君	建設課長	櫻井	幸治君

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 北 島 さ つ き 書 記 小 針 陽 平  
事 務 局 長

書 記 森 歩

---

### ◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） 本日は公私ともにご多忙のところ、令和3年第2回天栄村議会臨時会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和3年第2回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

1番、北畠正君より、病気入院加療のため欠席届がありました。

ただいまから令和3年第2回天栄村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後 1時30分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

4番 小山 克彦 君

5番 廣瀬 和吉 君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

[議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇]

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） 皆さん、こんにちは。

本臨時会の会期の報告を申し上げます。

本日午後1時より議会運営委員会を開催いたし、令和3年第2回天栄村議会臨時会の会期について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日4月20日1日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君からご報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

### ◎村長議会招集あいさつ

○議長（服部 晃君） 日程第3、村長議会招集あいさつ。

村長より令和3年第2回天栄村議会臨時会招集の挨拶の発言の申出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 本日、ここに令和3年第2回天栄村議会臨時会が招集となりましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本臨時会には、専決処分の報告及び承認など3議案をご提案し、ご審議願うものがありますが、その大要についてご説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の報告及び承認についてであります。地方税法等の改正に伴い、天栄村税条例等の一部を改正する条例を専決処分したため、報告し承認を求めます。

議案第2号 令和3年度天栄村一般会計補正予算についてであります。新型コロナウイルス感染症に伴う村民の皆様の生活支援をするための1人当たり1万円の商品券配付及び2月13日に発生した福島県沖地震に係る被災住宅修理支援事業を実施するため、歳入歳出それぞれ9,500万円を追加補正するものであります。

議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについてであります。消防ポンプ自動車の購入について、地方自治法等の規定により議会の議決を求めます。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） これで、村長の挨拶を終わります。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第1号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 議案第1号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和3年4月20日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第1号 天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

専決第1号。

天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税条例等の一部を改正する条例。

（天栄村税条例の一部改正）

第1条 天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の下に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の下に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

第3項 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

第4項 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは、「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の下に「又は第5項」を加える。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改め、同条第3項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号ロ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の下に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2中「第15条第47項」を「第64条」に改める。

附則第10条の4第2項中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の5 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

第1号 納税者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との

関係。

第2号 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号。

第3号 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由。

第4号 その他村長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項。

第2項 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税について、第74条の規定は適用しない。

第3項 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

第1号 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）。

第2号 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途。

第3号 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途。

第4号 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合。

第5号 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法。

第4項 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」

に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の下に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の下に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の下に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の下に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の下に「又は第3項」を、「同条第4項」の下に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

第6項 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成4年4月1日から令和5年3月31日までの間

に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第7項 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第8項 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

第2項 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

第2条 天栄村税条例等の一部を改正する条例（令和2年天栄村条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、村税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、村税条例第50条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の下に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、村税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、村税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号 第1条中村税条例第94条及び第95条の改正規定、令和3年10月1日。

第2号 第1条中村税条例附則第6条の改正規定、令和4年1月1日。

第3号 第1条中村税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第3項の規定、令和6年1月1日。

第4号 第1条中村税条例附則第10条の2第1項の改正規定並びに附則第3条第3項及び第4項の規定、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日。

(村民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の村税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

第2項 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

第3項 新条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和5年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第2項 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における該当機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第3項 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4項 新条例附則第10条の2第1項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2の規定の適用については、同条中「中小企業等経営強化法（平成11年法

律第18号) 第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号) 第38条第2項)」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車税に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

第2項 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(村たばこ税に関する経過措置)

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行日前に課した、又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等の改正により、改正後の地方税法の条文構成や条文の文言等が改正されたもので、一部が令和3年4月1日から施行されることとなったことに伴い、天栄村税条例の一部改正を令和3年3月31日に専決処分を受けたものがあります。

主な改正点につきましては、新旧対照表をご覧ください。

第1条、第24条第2項及び第36条の3の3第1項につきましては、個人村民税に係る国外居住親族の取扱いを見直ししたものであります。

第36条の3の2第4項及び次ページの第36条の3の3第4項につきましては、個人村民税における扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認が廃止となったものであります。

第94条第2項につきましては、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について見直しするものであります。

第3項につきましては、加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数へ換算する方式の改正でございます。

次のページをお願いいたします。

第95条につきましては、たばこ税の税率を引き上げるものであります。

附則第10条の5につきましては、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について創設されたことによる追加でございます。

6ページ目以降、附則第11条から附則第15条までにつきましては、読替規定であります。

9ページをお願いいたします。

附則第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の非課税について、臨時的に軽減期限を9か月延長するものであります。

附則第16条につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例について、グリーン化特例のうち営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長するものであります。

12ページをお願いいたします。

附則第22条第2項につきましては、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、令和8年まで延長されるものであります。

附則第26条第2項につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、住宅借入金等税額控除の拡充、延長をされるものであります。

第2条。

第2条につきましては、法律改正に伴う条項のずれを整理するものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第2号 令和3年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第2号 令和3年度天栄村一般会計補正予算について  
ご説明申し上げます。

令和3年度天栄村一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億500万円とする。

令和3年4月20日提出、天栄村長、添田勝幸。

16ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額5,784万円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付予定額を計上しております。

17款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額3,574万円。福島県沖を震源とします地震により被災を受けた住宅修理に対する支援事業でございます。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額142万円。こちら財政調整基金からの繰入れでございます。

歳出、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額5,784万円。新型コロナウイルス感染症に伴う生活支援策としまして、商品券発行事業を行うものでございます。

11節では、通信運搬費として郵送代など119万円を計上しております。12節では、商品券発行事業委託料としまして165万円、18節では商品券発行に伴う事業費補助金としまして5,500万円をそれぞれ計上しているものでございます。

3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費、補正額3,716万円。福島県沖地震により被災した住宅再建のための住宅修理支援として計上したものでございます。10節としましては、修理費としまして1,873万円。18節では、支援事業補助金としまして1,843万円を計上しているものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和3年4月20日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、取得する財産及び数量、消防ポンプ自動車1台。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、2,178万円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、198万円。
- 4、契約の相手方、住所、福島県郡山市田村町金屋字孫右エ門平57。

氏名、和田自動車株式会社、代表取締役、和田純一。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元にお配りしております議案説明資料の15ページをお願いいたします。

議案第3号説明資料によりご説明申し上げます。15ページでございます。

令和3年4月15日付で和田自動車株式会社との間で仮契約を締結したものでございます。

次のページをお願いいたします。

4月15日に入札を行いました。その入札の経過でございます。

次のページ、17ページでございますが、入札に参加しました業者の氏名及び開札の結果でございます。

次の18ページをお願いいたします。

購入物品でございますが、消防ポンプ自動車（CD-I型）1台。車種はトヨタダイナ、ポンプは日本機械工業株式会社製でございます。附属品につきましては、軽量吸管2本のほか記載のとおりでございます。

次に、納入場所でございますが、天栄村役場、配備先が2分団第5班でございます。配備先でございますが、当初、消防ポンプの更新計画に基づきまして配備予定でございましたが、天栄村消防団本部からの要請に基づきまして2分団第5班への配備としたものでございます。

納入期限が令和3年12月24日で、購入金額が消費税込み2,178万円でございます。

現在、2分団第5班が使用しておりますポンプ自動車につきましては、平成11年2月に購入しまして今年で22年を経過し、経年劣化が著しくなってきたため更新を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎招集者あいさつ

○議長（服部 晃君） 申し上げます。

令和3年4月20日招集の令和3年第2回天栄村議会臨時会の会議に付された議件は全て終了いたしました。

ここで、招集者である村長から閉会に当たり挨拶があります。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 令和3年第2回天栄村議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、上程3議案につきまして、いずれも原案どおり議決をいただき厚く御礼申し上げます。

木々の緑も鮮やかに新たな芽吹きを感じる季節となり、議員の皆様におかれましては、これからも何かとご多忙のことと存じますが、くれぐれも健康に留意され、村政に対しなご一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） これで招集者挨拶を終わります。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（服部 晃君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第2回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 2時15分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年7月14日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 小 山 克 彦

署 名 議 員 廣 瀬 和 吉

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	専決処分の報告及び承認について	4月20日	承認
2号	令和3年度天栄村一般会計補正予算について	4月20日	原案可決
3号	財産の取得に関し議決を求めることについて	4月20日	原案可決